

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|-------|-----------------|--------------|--|-------------------------------------|---|---|---|
| H28 | 1 | 11_その他 | 市区長会 | 全国市長会 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」(平成27年5月27日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡) 「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について(照会)」(平成27年10月26日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡) | 国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定 | 国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められたい。 | 平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば“持ち出し”の状況となった。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 2 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 倉敷市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条 | 支給認定証の任意交付 | 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。 | 子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 3 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 倉敷市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法第20条第3項 | 保育標準時間と保育短時間の統合 | 支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。 | 保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じるたびに、保育標準時間/短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 4 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 松原市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第15条第1項 | 区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲 | 都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。 | 本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。 | — |
| H28 | 5 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 松原市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条 | 開発許可に係る技術的細目の条例委任 | 開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。 | 公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済で必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。 | — |
| H28 | 6 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 東広島市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第4項及び第5項 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の2 医療法施行規則第30条の30及び第30条の31 | 基準病床数制度の見直しについて | 国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよう求める。 | 本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。 | — |

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|---|---|---|------------------|
| | | | | URL | |
| 6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。 | — | 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱の改正を平成30年4月に行い、過不足が生じた際の調整手続を簡素化した。 また、追加交付の要望把握期間の延長及び追加交付時期の変更を行い、令和2年3月に地方公共団体に周知を行った(「令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて」(令和2年3月31日付け事務連絡))。 | 【総務省】令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて(令和2年3月31日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長事務連絡) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_suchi.html#h28_1 | 総務省統計局統計調査部国勢統計課 |
| 6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 | — | — | 【厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について(平成29年4月14日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_suchi.html#h28_2 | — |
| 6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 | — | — | — | — | 内閣府子ども・子育て本部 |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|---------|-------|--------------|--|---|--|--|---|
| H28 | 7 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 妙高市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 森林法施行規則 保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱いについて 国有林野の管理経営に関する法律施行規則 | 地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化 | 保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。 | ・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲かをおさえる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間で簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体にあってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとしても、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 ・なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際ずれた場所を使っている実情も多くある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多くある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 8 | 02_農業・農地 | 一般市 | 伊丹市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業災害補償法第85条の7 | 農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和 | 農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。 | 【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(兵庫県農業共済統計年報より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 9 | 11_その他 | 都道府県 | 秋田県、岩手県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 地域再生法第5条乃至第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A | 地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする | 〈地域再生計画〉 認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う 社会資本整備総合交付金同様に、全体事業費に変更のあった場合のみ計画変更を求め、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する 〈地方創生推進交付金〉 内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める 〈制度全体〉 計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す | 【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。 【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年3回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。 具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組み等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 10 | 05_教育・文化 | 村 | 野迫川村 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2項 | 中学校教職員定数の緩和 | 中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員の確保 | 野迫川村では、平成28年度の中学校生徒数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持するための人数に至っていない。野迫川村では、平成31年度以降、標準学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。 | — |
| H28 | 11 | 11_その他 | 町 | 今金町 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第171条第4項 | 地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止 | 地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止 | ・住民等と接する機会の多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のたびに左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。 ・しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|---|---|--------|
| | | | | URL | |
| 6【農林水産省】 (3) 国有林野の管理経営に関する法律(昭26法246) 国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる場合(施行規則14条1項ただし書)に該当することを明確化するため、「国有林野の管理処分の事務運営について」(昭42林野庁)を平成28年度中に改正する。 | | | 【農林水産省】「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について(平成29年3月30日付け林野庁長官通知) | https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-1suchi.html#h28_7 | |
| 6【農林水産省】 (1) 農業災害補償法(昭22法185) (イ) 市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。 | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-----------------|--------------|------------------------------------|--|---|--|---|
| H28 | 12 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 高知市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法第19条～第26条 | 子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化 | 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。 | 子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も連動して変更となる。子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 13 | 02_農業・農地 | 一般市 | 三豊市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1) | 「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止 | 国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。 | 「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならぬ。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 14 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 青梅市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第15条第1項第2号都市計画法施行規則第13条第1項第1号 | 都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲 | 都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲された。 | 【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 15 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 大分市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 児童福祉法第21条の5の15 | 指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲 | 指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、催告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市 | 【支障事例】 現在、中核市は、既に指定障害福祉サービス事業者等の指定の権限を有しており、介護給付費等の支給決定の権限等と併せて持つことにより、障害福祉サービス事業者の体制及び当該サービスを利用する障害者の処遇等のそれぞれの状況把握及び関係者への対応が包括的・一体的に行っているが、指定障害児通所支援事業者については、指定の権限が都道府県にあることにより、利用者から事業者についての問い合わせは中核市へあるものの、その対応は都道府県で行うなど包括的・一体的な対応等ができない状況にある。 障害児通所支援事業所と障害福祉サービス事業所との多機能型事業所の指定のときは、都道府県との連携を必要とし、包括的・一体的な事務の遂行ができない。 同じ区域内で障害者又は障害児を対象とするサービス区分により、事業者の指定権限が異なることは、指定申請を行う事業者にとって、非常に分かりづらい状況である。 【制度改正の必要性】 現在、中核市は、指定障害福祉サービス事業者及び利用者への包括的・一体的な対応等が行っていることから、指定障害児通所支援事業者についても、同じような対応ができるよう当該事業者の指定等の権限を都道府県から中核市へ移譲すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 16 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 大分市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 児童福祉法第21条の5の25、26、27 | 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、催告・命令等の権限の都道府県から中核市への移譲 | 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、催告・命令等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市 | 【支障事例】 業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、催告、命令等の権限について、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限と同時に都道府県から中核市へ移譲されないときは、届出の受理、事業所への指導・処分等に関して包括的・一体的に行うことができない。 【制度改正の必要性】 効果的・効率的な事務の遂行を可能とするため、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、催告・命令等の業務と指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を同時に都道府県から中核市へ移譲すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|--|---|---|--------------|
| | | | | URL | |
| <p>6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p> <p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 (ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p> | — | 支給認定区分が変更されるたび発行していた支給認定証について、保護者からの申請に基づき任意交付とした。 | 【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号) | https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_12 | 内閣府子ども・子育て本部 |
| <p>6【農林水産省】 (13)強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | | | 【農林水産省】強い農業づくり交付金の交付事務について(平成29年4月7日付け農林水産省生産局総務課課長補佐事務連絡) | https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_13 | |
| — | — | — | — | — | — |
| <p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p> | | | | | |
| <p>5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|---------------------|-------|--------------|---|---|--|--|---|
| H28 | 17 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 愛知県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2 | 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県經由事務の廃止 | 不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止すること。 | 【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外に在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 18 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 愛知県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条 | 高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和 | 高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援を受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。 | 【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例等】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学する月数が、就学支援金制度の対象から外れることが現実として生じる。これまでも一定数の留年者が生じてきたことから、新年度も留年者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。 | — |
| H28 | 19 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 愛知県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱3条 | 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱における補助要件の緩和 | 高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。 | 【制度改正の必要性】 奨学給付金は、就学支援金制度に所得制限を導入時、その財源を活用して行うとの国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。なお、現在、高等学校等修学支援事業(奨学給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に対し要望を出しているところである。 【支障事例等】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。 | — |
| H28 | 20 | 07_産業振興 | 都道府県 | 愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号) | 総合特区推進調整費の支援期間の延長 | 総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。 | 【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-yosan.html |
| H28 | 21 | 07_産業振興 | 都道府県 | 愛知県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3 | 水素ステーション整備促進のための規制緩和 | 水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること | 【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか。」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|---|---|-----|-----|---------------------|
| | | | | URL | |
| <p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p><平29> 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p> | <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。</p> | - | - | 国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| <p>6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮水素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年中に明確化する。 [措置済み(容器保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))]</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|-------------------------|-----------------|--------------|--|--------------------------------|--|--|---|
| H28 | 22 | 11_その他 | 一般市 | 高岡市 | 総務省、文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 | 補助対象財産の処分に対する弾力化 | 補助事業により大規模改修等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除 | 本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改修・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。 一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年頃から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成29年4月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組んでおり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。 このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分に当たって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱を求めたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 23 | 03_医療・福祉 | 町 | 九重町 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項 | 認定こども園法が定める公私連携型認定こども園の運営主体の拡大 | 認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。 | 【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 24 | 03_医療・福祉 | 町 | 九重町 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方独立行政法人法施行令第4条 | 地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大 | 地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。 | 管理番号23に同じ | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 25 | 03_医療・福祉 | 町 | 海田町 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保育所等整備交付金交付要綱 | 認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立 | 宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立 | 認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html |
| H28 | 26 | 07_産業振興 | 都道府県 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県 | 警察庁、経済産業省、環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2 | 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止 | 鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。 | 【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|---|--|--|---|--|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【警察庁(2)】【経済産業省(1)】【環境省(1)】 火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | <平30> 6【警察庁】【経済産業省】【環境省】 (2)火薬類取締法(昭25 法149) (i)火薬類の譲受の許可(17条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14 法88)18条の2)等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業(同法14条の2)を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。 (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018年度から毎年度情報提供等を行う。 | (i)火薬類の譲受けの許可(17条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とした。 (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018年度から毎年度情報提供等を行うこととした。 | 【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_suchi.html#h28_26 | 警察庁生活安全局保安課 経済産業省商務流通保安グループ 鈺山・火薬類監理官付 環境省自然環境局野生生物課 |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|---------|-----------------|--------------|--|---|--|--|---|
| H28 | 27 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 福島県、秋田県 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | A 権限移譲 | 児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条 | 認定こども園及び保育所の認可権限の移譲 | 都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。 | 【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を越えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka.html |
| H28 | 28 | 03_医療・福祉 | 村 | 島牧村 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第三 地域密着型サービスー四 小規模多機能型居宅介護ー3 設備に関する基準ー(2)設備及び備品等(基準第67号)ー④ | 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 規制緩和 | 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付) | 島牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5%(道内12位)となっており、2025年には43%(社人研推計)を超え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当村の重要課題となっている。 現在、自立した生活が困難になった高齢者は、隣町である寿都町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮らせるよう、老人ホーム入所の前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。 村として、これらの要望に応えるために、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者としているため、「要支援」の利用者は別の場所で実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービス利用となり、今まで築いてきた利用者間の交流がとどまらなくなってしまふ。 村としては、小規模多機能施設開設後も、「要介護」と「要支援」の利用者、さらには事業対象者や地域住民との交流事業を今までどおり続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老建局計画・振興・老人保健課長連名通知)(抄)において、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用が認められていない。 これらの支障が解消されれば、当村のような小規模自治体において介護サービスを集約していくことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供事業者・社協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka.html |
| H28 | 29 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 奈良県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 社会資本整備総合交付金交付要綱 | 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和 | 河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は、「河道掘削」と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。 | 【支障事例】 本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風被害を受ける地域であり、平成25年台風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。 特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【制度改正の必要性】 毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行うことが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka_vosan.html |
| H28 | 30 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 奈良県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農山漁村振興交付金実施要綱、要領 | 農山漁村振興交付金の補助対象の追加 | 散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。 | 【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買取する場合、国要領により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本⇄天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka_vosan.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p> | | | | | |
| <p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (iii)指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂については、事業所が小規模であり当該居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している等利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することを妨げないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。</p> | | | <p>【厚生労働省】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について(平成28年12月28日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianhosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_28</p> | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|---------------|--------------|--|--|--|--|---|
| H28 | 31 | 11_その他 | 都道府県 | 東京都 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項 | 個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等 | マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 32 | 11_その他 | 都道府県 | 東京都 | 総務省、財務省 | B 地方に対する規制緩和 | 所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知) | 国税連携システムによるデータ送信方法の見直し | 所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し | 国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 33 | 09_土木・建築 | 指定都市 | 相模原市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・社会資本整備総合交付金交付要綱第8 ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日国管会第4200号 事務次官通知) ・社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡) | 社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続 | ・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。 | 【支障事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。 さらに、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。 【懸念の解消策】 国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分事業対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 34 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 千葉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 | 地域生活支援事業補助金に係る配分の考え方の早期提示について | 地域生活支援事業費補助金(国庫補助金)において、計画的に事業の実施ができるよう配分基準等を定めていた きたい。 | <現行制度の概要> 地域生活支援事業費補助金は、地方自治体が障害者の日常生活等を支援するために、実施要綱に掲げられている事業メニュー(必須事業又は任意事業等)の中から実施する事業を補助するものである。しかし、各自治体への補助金の配分については、障害保健福祉関係主管課長会議において「必須事業の実績等を最大限配慮する」とされているものの、補助金交付要綱には「基準額:厚生労働大臣が必要と認めた額」とのみ記載されており、明確な配分基準が示されていない。 また、補助金の交付額は、交付要綱において厚生労働大臣が必要と認めた基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とされているが、基準額の算定方法は事前に示されておらず、内示の際に補助額が示されるのみである。また、その基準額は、実支出額とも著しく乖離している。 <支障事例> 現在、補助金の配分基準等が明確でないことから、具体的にどの程度国の補助金額が期待できるか想定することが困難であり、次年度の当該事業計画の検討の際、必要な事業規模を縮小して実施せざるを得ない状況となっている。 また、県では4月から当該事業を実施しているにも関わらず、国からの補助額は事業開始から半年後の9月まで示されず、仮に補助額が見込みよりも増加したとしても、この段階で事業額の変更を行うことは容易でないため、当初計画の範囲内で事業を実施することとなる。 本県では、平成27年度の実施事業を検討する際、予算編成上、事業費確保の見通しが困難であったことから、以下の事業について規模を縮小して算定し、その執行においても当初予算の範囲内で事業を実施しており、障害福祉施策の推進に支障をきたしている。 ・オストメイト社会適応訓練事業の規模縮小 ・点字・音声即時情報ネットワーク事業に係る発送回数の縮小 ・障害者IT支援事業に係る講習会の開催回数の縮小 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【総務省(3)】【財務省(1)】 地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【厚生労働省】 (29) 地域生活支援事業費補助金 地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見通しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|-------------|---------|------|------|--------------|--|---|--|---|---|
| H28 | 35 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 千葉県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針IV第二3 | 指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和 | 指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。 | 指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6カ月に満たない状況となっている。そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまふ。計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画案策定(約1カ月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家からの意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1カ月) ※指定管理鳥獣とは:イノシシ、ニホンジカ(環境省指定) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 36 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 千葉県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ | 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化 | 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。 | 鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが(実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要)、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない(細部の変更を除く)とされている。なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けていない。計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画案策定(約1カ月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家への意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1カ月) ※①②は国の基本指針に基づくもの、 ③は鳥獣保護管理法第14条の2第4項に基づくもの、 ④⑤は指定管理鳥獣捕獲等交付金事業実施要綱に基づくもの | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 37 | 08_消防・防災・安全 | 施行時特例市 | 長岡市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 災害救助法第4条第1項第6号(住宅応急修理における災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)) | 災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額等の拡大) | 大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える畳、内装などについても拡大することを求める。 | 被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の張替を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka_vosan.html |
| H28 | 38 | 08_消防・防災・安全 | 施行時特例市 | 長岡市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 被災者生活再建支援法第3条 | 被災者生活再建支援法の改善 | 被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。 | 災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いで、下のランクに被害判定されると、支援金の額に大きな差がある。被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。なお中越地震の際は、長岡市は66,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka_vosan.html |
| H28 | 39 | 11_その他 | 施行時特例市 | 長岡市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知) | 地域おこし協力隊の地域要件緩和について | 地域おこし協力隊の地域要件について、同一自治体内の都市部(条件不利区域外)から条件不利区域への転居者も対象とする。 | 長岡市内の条件不利区域(過疎地域)は、合併前の旧市町村の一部の区域(山古志、小国、川口、栃尾、和島地域)4月から募集している「地域おこし協力隊」に対しては、当該区域外(長岡地域等)の市民からも応募の希望があるが、現行の制度では対象とならない状況にある。一方で長岡市内の都市部の市民が他の自治体の地域おこし協力隊に応募している現状であり、こういった意欲ある市民が愛着を持つ長岡市で活動ができないという支障が生じている。 | — |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。</p> | | | <p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて(平成29年3月31日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_35</p> | |
| <p>6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。</p> | | | <p>【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日) 【環境書】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領(平成29年3月15日)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_36</p> | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-----------------|--------------|---|----------------------------------|---|---|---|
| H28 | 40 | 05_教育・文化 | 施行時特例市 | 長岡市 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 | 学校栄養教諭等の標準定数の拡大 | 公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人以上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り) | 本市では単独で給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校が約9割であるため、市内88校に対し県費栄養教諭等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置付けて推進されてきており、学校でもその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を兼務しているため、年間指導計画により各学年児をクラス別に段階的指導することは負担が大きく困難である。 また、十分な教育効果を得るためには生活や体育等他教科とも関連付けた指導が必要であるが、現行の配置では不在日も多く学校側の裁量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、本市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成22年度672人(2.9%)に対し平成27年度は1,221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支障をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。 | — |
| H28 | 41 | 03_医療・福祉 | 施行時特例市 | 長岡市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 予防接種法施行令第一条の三第2項 | 定期予防接種の受け直しに伴う、定期予防接種の要件の見直しについて | 予防接種法施行令第一条の三第2項の見直し、又は新設 | 小児白血病の臍帯血移植や骨髄移植等を行った場合、移植前に接種した定期予防接種の免疫が消失するため、医師から受けなおしを推奨された事例がある。 現行では、再接種は定期接種とにならないため全額自己負担となっており、経済的負担が大きい。(市単独で助成を行っている自治体もある。) また、事故の際の救済措置については、定期予防接種のように受けることができない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 42 | 03_医療・福祉 | 施行時特例市 | 長岡市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | (保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱 | 認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化 | 認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。 | 現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照 | — |
| H28 | 43 | 07_産業振興 | 都道府県 | 埼玉県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 小規模事業者持続化補助金交付要綱 | 小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲 | 小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること) | 【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。 H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。 【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。 このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 44 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要領 | 社会資本整備総合交付金の手続簡素化 | 社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せてはどうか。 | 【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用申請が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への申請が不要とされている。 現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。 【支障事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【厚生労働省】 (7) 予防接種法(昭23法68) 予防接種の実施については、医療行為により免疫を失った場合の再接種への支援を実施している地方公共団体の事例について、地方公共団体に研修会等を通じて平成29年中に周知する。 | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|---------------------------------|--------------|--|---------------------|---|---|---|
| H28 | 45 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁) | B 地方に対する規制緩和 | 個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】 | 孤立死防止対策の充実 | 居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。 | 【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報するべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 46 | 11_その他 | 都道府県 | 埼玉県 | 内閣府、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方税法第37条の2第3項 | 税控除対象NPO法人の指定方法の見直し | 指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。 この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。 | 【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|-------------------------------|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-------|--------------|-------------------|---|---|--|---|
| H28 | 47 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 国土利用計画法第39条 | 土地利用審査会の国土利用計画審議会への整理・統合 | 国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。 | 【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年以降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法により同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行いながら審査会を維持している。 平成26年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会同意の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支障事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必置しなければならないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対しても不必要な負担を強いるものである。したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合してはどうか。 | — |
| H28 | 48 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建築基準法施行令第23条 | 一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し | 建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。 | 【制度概要】 戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。 【支障事例】 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令第23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu_kekka.html |
| H28 | 49 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護福祉士修学資金貸付制度実施要綱 | 介護福祉士修学資金の返還免除要件緩和 | 介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。 | 【支障事例】 本県では介護人材確保のため、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成28年3月2日厚生労働事務次官通知)に基づき、埼玉県社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施している。 本制度では、貸付けを受けた者が、養成施設卒業後に県内の社会福祉施設に5年以上勤務した場合、当該貸付金の返還が免除される。しかし、「5年以上勤務」の条件がハードルとなり、平成27年度の利用者数は、予定枠の約1/3の60人にとどまった。 本制度を利用しない養成施設在学者からは、「現時点で5年間勤務できる確信がない」との声も上がっている。 【制度改正の必要性】 急速な高齢化により介護サービスに対する需要が今後更に高まると見込まれている。「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(厚生労働省)によれば、本県では2025年(平成37年)には約12万1千人の介護人材が必要となり、2万7千人の不足が生じるとされている。 (公財)介護労働安定センターの平成26年度介護労働実態調査によると、事業所が職員不足の理由として挙げた回答は、「採用が困難」(72.2%)が最も多く、「離職率が高い」(17.0%)を大きく上回っている。 したがって、介護人材の確保に当たっては、職員の待遇改善などによる定着促進策だけでなく、当該貸付金の返還免除要件を緩和することで、利用者の心理的ハードルを下げ、介護労働市場への人材供給を促進することも重要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| <p>6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (i) 寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p> | | | <p>【国土交通省】建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について(技術的助言)(平成29年9月26日付け国と交通省住宅局建築指導課長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.html#h28_48</p> | |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------------------------|---------------------|--------------|---|--|---|---|---|
| H28 | 50 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2 | 不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止 | 不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする | <p>【支障事例】</p> <p>国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。</p> <p>例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。</p> <p>また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 試験日程等についての通知 <ul style="list-style-type: none"> 市町村にポスターの配布・掲示を依頼 庁内でポスター掲示・HPへの掲載 願書の配布 <ul style="list-style-type: none"> 課内にカウンター設置、配布 郵送での配布(平成27年度は55件) 合格発表 <ul style="list-style-type: none"> 合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 <p>これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 51 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 岡山県 | 経済産業省、環境省 | A 権限移譲 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条 | フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲 | フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。 | 岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 52 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱 | 幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し | 幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し | 平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果がない。また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くことになっており、開園が遅れる危険性がある。さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 53 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 | 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」(昭和41年2月22日蔵国有第339号) | 国有財産の用途指定変更手続きの簡略化 | 国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、用途指定の変更に対応し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じているため、協議を伴わない承認又は届出とする。 | 財務省から土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更の際に、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。用途指定の根拠法令が変わるため、協議を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所を幼保連携型認定こども園に移行する場合の用途変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途指定変更についても同様の取り扱い又は届出することを求めるものである。 | — |
| H28 | 54 | 07_産業振興 | 都道府県 | 岡山県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 大規模小売店舗立地法 | 大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間等の短縮 | 大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積1,000㎡超について、例えば、法律で現在4ヶ月と規定している届出事項の県縦覧期間を1カ月から2カ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8日間ルール)でも1カ月から2カ月の短縮をする。) | 事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか違わないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応していることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|---|---|---|--|---------------------|
| | | | | URL | |
| <p>6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p><平29> 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p> | <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。</p> | — | — | 国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 |
| <p>5【経済産業省(1)】【環境省(1)】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | | | | | |
| <p>6【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまたがる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。</p> <p>[措置済み(平成28年1月13日付け文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付け厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)] ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> | | | <p>【文部科学省】平成29年度認定こども園施設整備交付金の事業募集等(予定)について(平成29年2月1日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡) 【厚生労働省】平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(平成29年2月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、保育課事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_52</p> | |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-------|--------------|---|---|---|--|---|
| H28 | 55 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 岡山県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 森林法第6条第5項 | 地域森林計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への協議及び同意の取得の義務づけの廃止 | 地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣への協議及び同意取得が義務づけられているが、これを廃止し、計画内容の届出とする。 | 地域森林計画の樹立及び変更の際には、森林法第6条第1項による計画案の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。 | — |
| H28 | 56 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 岡山県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条第2項、第3項、第9条の2、第9条の4、第10～14条 | 教員免許状の免許管理者の権限移譲 | 教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。) | 政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与や免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないことになり、任命権と免許授与権が一元化されていないことで、非効率な部分(情報共有や事務処理で時間的ロス等)がある。また、免許更新手続きについて、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等で円滑な事務処理に支障が生じている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka.html |
| H28 | 57 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 長野県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生労働省告示第19号) ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(27.3.3.31老発0331第34号) | 介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大 | 当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。 (非対象サービス) (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売 (介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援 | 【支障事例】 名称にあるとおり介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療養士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があり事業者にとって使いづらいとの声がある。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査によると、当該加算を申請しなかった事業所の58%がこの不公平感を掲げており、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。 【制度改正の必要性】 当該加算は他の加算と異なり、新たな職員の配置を要件としておらず、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大するべきである。 | — |
| H28 | 58 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 長野県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 公営住宅法第8条第1項 | 災害公営住宅の適用要件の緩和 | 市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の減失戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。 | 【制度改正の必要性】 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本的に全国一律の減失戸数となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 ○平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約2.7%) ○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。 ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka_vosan.html |
| H28 | 59 | 07_産業振興 | 都道府県 | 富山県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項 | 高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加 | 一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。 | 第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出るとは困難である。また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があるが、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられている。 ※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu.kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|-------------------------------|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|---|--|--|--|---|
| H28 | 60 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 富山県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建築基準法31条 | 防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和 | 防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする | 災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 61 | 07_産業振興 | 都道府県 | 富山県 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条 | 事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 | 中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲 | 地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 62 | 07_産業振興 | 都道府県 | 富山県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条 | 事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 | 中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲 | 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。 特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 63 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 川越市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則 | 前期高齢者のうち高齢者受給者証の適用を受ける70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化 | 70歳から74歳の方が高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第27条の17で示された事項を記載した高額療養費支給申請書を提出しなければならないとされている。 一方、後期高齢者医療制度の被保険者は高額療養費の支給申請に際し、申請書を広域連合に提出するものとされている(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条)が、その内容は簡易なものであり、更に一度申請を行えば次回以降は申請がなくても高額療養費が支給されるという運用になっていることから、70歳から74歳の方の高額療養費支給申請手続きについても簡素化することを求める。 | 国民健康保険高額療養費の支給を受けようとするときは、発生の都度、該当者は高額療養費支給申請書を提出することとされている。本市においては、国民健康保険の高額療養費制度の対象となった方に、行政サービスとして毎月申請案内を送付しており、その件数は平成28年4月の実績で1,913件、5月で2,053件となっている。また、そのうち毎月6割程度が前期高齢者のうち70歳から74歳の方となっており過半数を占めている。 高額療養費制度は、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で自己負担限度額について差を設けていない。また、本市の平成26年度の実績で1人当たりの受診件数を算出したところ、70歳未満は1年間で13.5回であるのに対し、70歳から74歳の方で26.3回、後期高齢者で29.9回となっており、70歳から74歳の方と後期高齢者の間での差はわずかなものとなっている。これらのことから、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がないと考えられるが、現状では、高額療養費の支給を受けようとする70歳から74歳の方は、申請する月ごとに領収書をまとめ、市に提出するという煩雑な手続きが必要となっており、後期高齢者と比較して被保険者にとって大きな負担となっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 64 | 11_その他 | 町 | 松田町 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域おこし協力隊推進要綱 第3 対象 | 地域おこし協力隊員の転入地における地域要件に特定農山村法の指定地域を追加すること | 地域おこし協力隊の地域要件について、「特定農山村法の指定地域」を追加 | 【支障事例】 ①近年高まっている都市部からの地域才能を持った人材の移住需要やボランティア希望者の受入機会(定住・交流人口)の損失を招いており地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部においても人口減少が他地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招く負のスパイラルに陥る可能性が高まっている。 〈当町における指標〉 町全体人口は平成12年:12,987人⇒平成27年:11,208人(△1,779人 △13.6%)に減少 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされおり、その地域のための指標は以下のとおり。 [指定地域内における数値] 人口推移 平成12年2807人⇒平成27年2,122人(△259人 △24.4%)に減少。 扶助率 平成12年3.7 ⇒平成27年1.7 (△2 △54%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15~64歳の生産年連人口に占める割合) | — |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|--|--|---|---|----------------------------------|
| | | | | URL | |
| 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 | | | | | |
| 4【国土交通省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | <平30> 4【国土交通省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 | 事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。 | 【国土交通省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_61 | 国土交通省総合政策局交通政策課、不動産・建設経済局建設市場整備課 |
| 4【経済産業省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | — | 事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。 | 【経済産業省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_62 | 中小企業庁経営支援部経営支援課 |
| 6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。 | | | 【厚生労働省】市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_63 | |
| — | — | — | — | — | — |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-----------|--------------|--|----------------------------------|--|--|---|
| H28 | 65 | 10_運輸・交通 | 一般市 | 中津川市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路運送法施行規則9条第2項 | 道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化 | コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。 | 当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 66 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 東広島市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正:平成二八年二月三日厚生労働省令第一二二号) | 延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和 | 保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ (1)保育士2人を配置する場合 (2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合 (※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。 | 保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 67 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 三鷹市 | 警察庁 | B 地方に対する規制緩和 | ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条・第4条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第6条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(都条例) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(都規則) | 風俗営業等の営業所設置に対する規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第3号に規定する「良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のもの」の内容について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全する施設」より先に営業許可を得て営業している地域について、風俗営業等の営業所の設置を制限しないよう明記することで規制緩和を図りたい。 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規制により、風俗営業等の営業所が設置当初は設置が制限される地域内になかったものの、設置後に「その周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設」が当該地域内に設立されたことにより、既存の営業所が閉所し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の事業所を建替える際の許可申請ができなくなるという事態が生じている。具体的には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号「営業所が都道府県の条例で定める地域内にあるときは、許可をしてはならない。」の規定を受けて東京都が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第2号に風俗営業法に係る営業所の設置を特に制限する地域として児童福祉施設の敷地から周囲100m以内の地域(ただし、東京都公安委員会規則で定める地域に該当する区域(商業地域においては50m以上の区域)を除く)と定めている。このことにより、駅周辺地区の認可保育所の開設や認証保育所の認可への移行の際に、周囲の既存の風俗営業等の営業所が閉所し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の営業所を建替える際の許可申請ができなくなることから、当該事業者の反対に遭い、認可保育所の開設や認証保育所の認可移行に支障をきたしている。特に、現在、国が保育定員の受け皿拡大のため待機児童解消緊急対策として主要事業に掲げている「認可外保育施設等の認可化移行支援」を実施するうえで、駅前周辺に多数設置している認可外保育施設の認可移行に支障が生じている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 68 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 三鷹市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱 | 放課後児童健全育成事業における要件緩和 | 放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開催日数をふくめることができるよう要件緩和を図りたい。 | 土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人財に限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上事業所に該当しなくなる可能性がある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 69 | 07_産業振興 | 指定都市 | 京都市 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条、第4条、第7条、第9条、第11条、第13条 伝統的工芸品産業支援補助金公募要領 | 伝統的工芸品の指定に係る要件の緩和 | 伝統的工芸品の指定における生産規模要件(一定の地域において少なくとも1人の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。)を撤廃する。 | 伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業協同組合等でないことと策定することができない。 一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくとも1人の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」ことが求められている。 そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。 | — |
| H28 | 70 | 11_その他 | 都道府県 | 静岡県 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法施行令第158条第1項 | 私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大 | 地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。 | 県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の違約金について「私人に委託することを可能とする方向で検討」するとされている。 高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|---|-------|---|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>6【国土交通省】 (2)道路運送法(昭26法183) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p><平29> 6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (v)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について変更なく協議が調ったものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略を可能とする。</p> | | <p>【国土交通省】国土交通省令第七十四号 道路運送法施行規則の一部を改正する省令案について(平成29年12月事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_65</p> | |
| <p>6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | | | <p>【厚生労働省】「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【厚生労働省】「延長保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_66</p> | |
| <p>6【警察庁】 (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122) 風俗営業の営業制限地域の指定(4条2項2号)については、地域の実情に応じて、各都道府県の定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等において、保育所等の児童福祉施設を定めていない例や図書館を定めている例があるほか、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨規定している例があるなど、営業制限地域及び保全対象施設を柔軟に定めることができることを、都道府県に平成28年中に周知する。 [措置済み(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課事務連絡)]</p> | | | <p>【警察庁】風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準について(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_67</p> | |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |
| <p>6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。</p> | — | | <p>【総務省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行行第294号)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_70</p> | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|---------------------|-------------|--------------|---|---|---|---|---|
| H28 | 71 | 07_産業振興 | 都道府県 | 静岡県 | 経済産業省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付け) ③河川法施行規則第11条第2項 | 工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和 | 工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める | 工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適合供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m ³ 未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行おうとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 72 | 07_産業振興 | 都道府県 | 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号) | 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長 | 総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。 | 【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-yosan.html |
| H28 | 73 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 福井県 | 文部科学省 | A 権限移譲 | 学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条、大学設置基準 | 新規学部設置認可権限の都道府県への移譲 | 公立大学・私立大学における定員100人未満の新規学部設置認可権限を都道府県に移譲及び大学設置基準に定める基準校舎面積の緩和 | 東京一極集中を是正するため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学者は3494人(H27卒)であるのに対し、県内大学等の定員数は2565人(H28年度)であり、かつ、定員充足率が100%を超えていることから、学生の県内進学希望を充足できていない。 従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は文部科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な人口減少対策が実行できない。 また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面積を確保することが難しかったため、設置を断念した事例があった。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 74 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 石川県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業災害補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程 | 農業共済保険審査会の必置義務の見直し | 農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直ししてほしい。 | 【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。 また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 また、新規発行の手続には、都道府県とのやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 75 | 03_医療・福祉 | 町 | 南会津町 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 都道府県を跨ぐ転居における自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行手続きの簡略化 | 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転居の場合、新規発行の手続きが必要であるが、その手続きを簡略化されたい。 例えば、転居に伴う変更が必要な部分のみ変更することで速やかに継続した形で発行できることとしたい。 | 現在、都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があり、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続には、都道府県とのやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ii)学部を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の面積(大学設置基準(昭31文部省令28)37条の2)については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共用する教室等を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。 | | | | | |
| 6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (ii)都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。 | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性を向上させ転居後の自立支援医療の受診に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|-------------|-------------|--------------|--|----------------------------------|--|---|---|
| H28 | 76 | 03_医療・福祉 | 町 | 南会津町 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条 | 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長 | 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長されたい。 | 本町においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約5割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割いるという状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。また、本町において、更新は年間約170件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩瑣となっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 77 | 11_その他 | 都道府県 | 島根県、中国地方知事会 | 総務省、財務省、環境省 | B 地方に対する規制緩和 | ・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて(改正 平成27年10月1日環境会発1510014号) | 国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し | 国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。 | 【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1~2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 78 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 島根県、中国地方知事会 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化関係施行日平成23年3月1日) ・6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(改正平成28年4月1日) | 6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和 | 中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。 | 【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。 ①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ②また、整備交付金においては市町村が収益施設の事業実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小さな経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなど要件の緩和を図る。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|---|--|---|--|-----------------------------------|
| | | | | URL | |
| <p>6【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p><令3> 5【厚生労働省】 (48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]</p> | <p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p> | <p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_suchi.html#h28_76</p> | <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p> |
| - | - | - | - | - | - |
| <p>6【農林水産省】 (16) 6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平25農林水産省)を平成28年度中に改正する。</p> | | | <p>【農林水産省】6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱の一部改正について(平成29年3月27日付け農林水産事務次官通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_1_suchi.html#h28_78</p> | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|--|-------|--------------|---|-----------------------------------|--|--|---|
| H28 | 79 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 鉦路市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第20条 | 障害支援区分の認定調査事務の委託要件の緩和 | 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査については、 ①一般相談支援事業所 ②指定障害者支援施設 ③指定特定相談支援事業者のうち、市町村の相談支援事業の委託を受けている者 ④介護保健法第24条の2に規定する指定市町村事務受託法人に委託することができることと規定されている。 一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所は、1人以上の相談支援専門員を置くことが指定要件となっている。 現在の規定の他に、指定特定相談支援事業所についても、例えば、相談支援専門員としての実務経験を付すなどして、一定要件を課した指定特定相談支援事業所を認定調査委託先として規定することを要望する。 | 平成27年度のサービス等利用計画の完全実施に伴い、特定相談支援事業所は整備されつつあるが、一般相談支援事業所の整備が進んでいない現状にある。 現在、指定特定相談事業者は市内に13社設置されているが、市町村の相談支援事業の委託を受けているのは3社となっている。市町村の相談支援事業の委託の有無により事業者の能力の大きな差はないと考えられるが、③の要件により、障害支援区分認定調査を実施できるのは3社に限られており、円滑な認定調査事務に支障が生じている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 80 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 鉦路市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第5条 | 都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和 | 都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める | 【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、鉦路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「鉦路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「鉦路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 81 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」 | 放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用 | 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラブにつき2名(うち1名を除き、補助員の代替可)を配置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容の一部免除を求める。 | これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16科目24時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、経過措置終了後の放課後支援相談員の確保に支障が生じる可能性もある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 82 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」 | 国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し | 長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。 | 国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。 このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。 | — |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|---|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【国土交通省】 (6)都市公園法(昭31法79) (i)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 | | | 【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_80 | |
| 6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 ・認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|--|---------------|--------------|---|---------------------------------|--|--|---|
| H28 | 83 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 内閣府、総務省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 空家等に対する応急安全措置 | 防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにすること。 | 台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 84 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2 | 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 | 農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。 | 高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html |
| H28 | 85 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1) | 多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し | 農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。 | 農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html |
| H28 | 86 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1) | 中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和 | 事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。 | 交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組み協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが行われたが、本県の77%の協定が15ha未満(867協定中664協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。 農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html |
| H28 | 87 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 宮崎県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」 | 地域医療介護総合確保基金の地域の事情に応じた柔軟な活用について | 地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定列举の廃止 | 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。 このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。 このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>6【総務省(11)】【国土交通省(18)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p> | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|-------------|-------------|--------------|---|---|---|--|---|
| H28 | 88 | 08_消防・防災・安全 | 都道府県 | 新潟県、福島県、栃木県 | 内閣府、警察庁、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等) | 緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し | 災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ①事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。 ②車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。 | 【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められるにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)員体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 89 | 07_産業振興 | 指定都市 | さいたま市 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条 | 経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲 | 経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。 | 本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 90 | 08_消防・防災・安全 | 指定都市 | さいたま市 | 内閣官房、警察庁 | B 地方に対する規制緩和 | 道路交通法施行令第13条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条1項 | 道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること | 住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と速やかに情報交換・調整を開始して被害を最小限とするため、道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出勤に使用する自動車」を新たに加えること。 | 現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地により早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地に向かう方法をとらざるを得ない状況である。このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 91 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 栃木県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 森林法第26条 | 森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲 | 地方公共団体等が実施する公共事業に伴う、森林法令第3条の3に規定されている規模未満の森林法第25条1号～3号保安林の解除に係る権限について、知事に移譲すべき | 【制度改正の経緯】平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のおりとなっている(当県の場合、全てが重要流域内の保安林である)。 【支障事例】既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につなげるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。 【制度改正の必要性】1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要な不可欠である。 | — |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| <p>6【内閣官房(1)】【警察庁(4)】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112) 国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置付けられることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p> | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------------|--------------|------------------------------|-------------------------|---|--|---|
| H28 | 92 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 栃木県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 工場立地法施行規則第4条 | 工場立地法により設置を要する環境施設の追加 | 工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。 | 【制度改正の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にコージェネレーション設備を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「コージェネレーション設備は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなされ、具体的な措置を求めることはできなかった。 【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会で整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。 ○CO2排出量削減効果:再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効 ○周辺地域に対する防災・保安効果:停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー需給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるコージェネレーション設備に含まれるものではない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 93 | 07_産業振興 | 都道府県 | 栃木県 | 経済産業省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 砂利採取法第20条第1項但し書及び第2項 | 砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加 | 砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。 | 砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 94 | 07_産業振興 | 都道府県 | 栃木県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 砂利採取法第6条第1項第5号ロ及び第15条第2項 | 砂利採取業務主任者の認定の規定の削除 | 砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。 | 【制度改正の経緯】業務主任者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】業務主任者については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。 なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各都県とも事例はないとのことだった。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る砂利採取法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 95 | 07_産業振興 | 都道府県 | 栃木県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 採石法第32条の4第1項第5号ロ及び第32条の13第2項 | 採石業務管理者の認定の規定の削除 | 採石業務管理者の認定の規定について削除を求める。 | 【制度改正の経緯】業務管理者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。 【支障事例】認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|--|--|--|---|--------------------------------------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】 砂利採取法(昭43法74) (ii)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | <平30> 6【経済産業省(4)】【国土交通省(15)】 砂利採取法(昭43法74) 砂利採取計画については、2018年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更(20条2項)として取り扱う事項を規定する。 | 砂利採取計画について、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更として取り扱う事項を省令で規定した。 | 【経済産業省】【国土交通省】砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令(平成31年経済産業省・国土交通省令第2号) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fushuchi.html#h28_93 | 経済産業省製造産業局素材産業課 国土交通省水管理・国土保全局治水課 |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|----------------------------|---------------|--------------|--|--|---|--|---|
| H28 | 96 | 07_産業振興 | 都道府県 | 栃木県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 小規模事業者持続化補助金交付要綱 | 商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲 | 商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべきである。 具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)について、都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。 | 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の実情を良く知る都道府県が行うことが適切である。 平成26年度の地方分権改革に関する提案募集において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分にできていない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 97 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 栃木県 | 内閣府、厚生労働省 | A 権限移譲 | 児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2 | 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲 | 現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) | 【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事案)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行か等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 98 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 栃木県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 | 放課後児童支援員認定資格研修の受講免除 | 都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。 | 有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると思われる。 また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 99 | 11_その他 | 都道府県 | 栃木県 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 | 番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。 | 【支障事例】 難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。 また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 100 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 「里親制度運営要綱」及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 | 里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け。 | 「里親制度の運営について」(平成14年雇児発第0905002号・局長通知)に、里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用」について位置づける。 | 近年では、共働きなどの里親が増えており、里子の放課後児童クラブの利用ニーズが高まっている。「里親制度の運営について」(平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によると、第6 里親が行う児童の養育で「10 里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならないこと。」また第7 里親が行う養育に関する最低基準で「6教育 里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。」とされているが、放課後児童クラブの利用を必要とする委託児童に対し、その利用が確実に進むよう、各通知等に位置づけることが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 101 | 11_その他 | 一般市 | 新見市 | 総務省、法務省 | B 地方に対する規制緩和 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2 | 登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施 | 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。 | 平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いため、登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければならないということでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|--|--|--|---|-------------------|
| | | | | URL | |
| — | — | — | — | — | — |
| 6【内閣府(1)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。 | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 | <平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。 | 【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_98 | 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 |
| — | — | — | — | — | — |
| 6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。 | | | 【厚生労働省】「里親制度の運営について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_100 | |
| — | — | — | — | — | — |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|---------------------|---------------|--------------|--|---------------------------------|--|--|---|
| H28 | 102 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 茨城県、福島県、栃木県、群馬県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 土地改良法施行令第69条 | 国営土地改良造成施設の改築等申請の県經由の廃止 | 国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。 また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。 | 承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。 また、県で添付書類の有無は確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実情としては乏しい。 なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。 さらに、県を経由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生ぜしめている都道府県經由制度を廃止するべきである。 (参考/本県における過去の經由事務件数) H27:41件、H26:45件、H25:61件 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 103 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3 | 結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除 | 平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。 | 感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 104 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 丸亀市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 昭和60年11月16日 児企第37号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当の受給資格認定に係る事務取扱について」及び平成22年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発行「児童扶養手当事務処理マニュアル」 | 児童扶養手当受給資格認定手続きにおける居住地申請特例の要件緩和 | 勤務地近くの保育所に入所するためや区域外の学校へ就学することを理由として、やむを得ず住民票と現住所が異なる場合に、現住所を管轄する自治体において受給資格申請の受理ができる旨を、児童扶養手当の受給資格認定申請に係る事務取扱についての通知に明記すること。 | 【支障事例】 児童扶養手当の受給資格認定申請は、住所地を管轄する市区町村にて行うこととされているが、夫の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が当該父に知られると危害が増える恐れが強い場合や、夫または本人のサラ金の取り立てや児童のいじめ等、住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合には、現実の住所地の市区町村において申請を受理して差し支えないこととされている。ひとり親の場合で、市町村教育委員会間の協議が整わず区域外就学ができない、又は保育所広域利用ができないことにより、やむを得ず居住地以外の場所へ住民登録し、住民登録市町村における学校や保育所へ通うような場合、居住実態がないために住民登録地では受給資格認定を受けられず、児童扶養手当の受給資格があるにも関わらず、受給できない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 105 | 11_その他 | 施行時特例市 | 川口市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方公務員法第28条の4 | 再任用制度の緩和 | 他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。 | 当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教育法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻ることが多いため、当市では、そのような人材の中から、当市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できないかと考えている。 しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。 具体的には、県との人事交流により当市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、当市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、当市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体を退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限られているため、適切な人材配置に支障をきたしている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |
| H28 | 106 | 11_その他 | 施行時特例市 | 茅ヶ崎市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成28年4月1日付総行市第31号) | 連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和 | 現行の連携中枢都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中枢都市」の要件として三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。 意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。 | 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 本要綱では、連携中枢都市圏の対象を、その目的の中で「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象」とし、さらには、具体的な要件として①指定都市・中核市、②昼夜間人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区への在住在勤0.1未満、を対象と位置付けている。 このように、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、三大都市圏の区域内であっても、人口減少・少子高齢社会において一定の行政サービスを維持するためには、近隣自治体との広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を行っていく必要がある。三大都市圏の区域内にも、都市計画区域や医療圏域等を同一とする様々な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中枢都市を中心とした一定の圏域の形成が可能と考えられる。 そうした中で、三大都市圏の都市の中で、現状、本要綱の要件に当てはまる市はごく限られており、実質的には三大都市圏の各都市は本要綱の活用を希望してもできない状況にある。 特に東京圏にあつては都心(東京23区)に昼間人口が集中することで、昼間人口が少なくなる傾向にあること、また、神奈川県においては、政令指定都市が3市所在している地域的な特徴を有していることから、「指定都市からの時間距離が離れている」「昼夜間人口比率概ね1以上」という要件は非常に厳しい基準であると考えられる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|---|---|--------|
| | | | | URL | |
| 6【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成29年度中に政令を改正し、廃止する。 | | | | | |
| 6【内閣府(5)】【総務省(7)】【厚生労働省(19)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 | | | 【厚生労働省】「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_103 | |
| — | — | — | — | — | — |
| 6【総務省】 (4) 地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。 | | | 【総務省】任期付職員制度における他団体の定年退職者等の任用例について(平成29年1月20日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_105 | |
| — | — | — | — | — | — |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|--|---|--|--|---|
| H28 | 107 | 10_運輸・交通 | 中核市 | 姫路市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第29条第2項 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費補助金)の要件緩和 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものに限定されている。二以上の複数事業者が競合する場合においても補助金の交付対象となるよう制度の緩和を要望する。 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱では、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものと規定されている。現在姫路市には、一航路二事業者で運航している離島航路が二航路有ります。当該航路は、家島諸島の急激な人口減少により利用者が減少しており、このような状況の中、各事業者は経営努力により現在まで当該航路を維持してきた。安定した航路の運営を図るため、過去に合併協議等はあったが、折り合いがつかず不調となっており、現在も進展はない状況である。この状況が続けば、各事業者が経営努力の限界まで運航し、同時期に撤退するといった可能性が懸念される。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka_vosan.html |
| H28 | 108 | 11_その他 | 中核市 | 姫路市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地方税法第22条 ・地方自治法第240条第2項及び第3項 ・地方公務員法第34条 | 公債権等に係る滞納者情報の共有化 | 地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。 | ・市が所有する金銭債権のうち、強制徴収公債権は、総務省通知(平成19年3月27日)に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができるが、非強制徴収公債権と私債権は、他の債権との情報共有・活用ができない。 ・債権回収業務を行うにあたり、強制徴収公債権と私債権を一括して徴収委託している事例があるが、同一の債務者に対し、強制徴収が可能な債権では資力確認ができることから、強制執行や徴収停止等の措置が速やかに行えるが、一方の債権では、資力調査が行えず、また、法的措置による強制執行となるため、回収等に時間を費やすとともに、強制徴収と比べ、コストもかかり、債務者にとっても、交渉等の負担が生じる。 ・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト削減が図れるとともに、債務者に対する負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。 ・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。 | — |
| H28 | 109 | 06_環境・衛生 | 中核市 | 姫路市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | と畜場法と畜場法施行規則 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 | 「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」における食肉衛生検査所整備の補助要件緩和 | 食肉衛生検査所の整備に関する「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」の補助要件(年間と畜検査頭数20万頭以上)を緩和する。 | 姫路市内では、現在、国・県の支援を受け、民間事業者が対米・対EU輸出対応が可能な新食肉センターの開設準備を進めている。対米・対EU輸出認定施設の開設及び運営の条件は高度であることから、衛生管理に関する指導も詳細かつ厳格さが求められる。加えて、新施設では、処理頭数の大幅な増加(52頭→200頭/日)が予定されている。 そのため、食肉衛生検査(と畜検査)を実施する本市では、平成29年度の新食肉センターの稼働開始に向けて、検査体制の拡充が不可欠なものとなっており、特に検査施設の整備と検査機器の充実が必要となっている。 しかしながら、厚生労働省が定める「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」における食肉衛生検査所整備の補助要件は、年間と畜検査頭数20万頭以上であり、現在の補助要件では、補助対象外となる。このため、姫路市では、食肉衛生検査センターの整備について財源的に困難な状態が生じている。 | — |
| H28 | 110 | 11_その他 | 中核市 | 松山市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条 | 審査請求があった際の地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化 | 地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の7第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の2第11項(職員の賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された審理員による審理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不適法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。 | 本市では、市長がした督促処分の取消しを求める審査請求が提出された。通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法の規定に従い、諸手続や審査を経た上で、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分庁自らが職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至っており、その余の点を審理するまでもなく不適法として却下される予定である。この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不適法として却下する場合に第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。したがって、本市議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で合議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議事事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程調整のほか、関係資料の作成のための事務処理に時間と経費をかけて、いわば形骸化した議会手続を消化せざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくも、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|--|---|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条2項、229条2項、231条の3第7項、238条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。 | | | 【総務省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正について(通知)(平成29年5月8日付け総務省自治行政局長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.html#h28_110 | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-----------|--------------|--|-------------------------------------|--|---|---|
| H28 | 111 | 03_医療・福祉 | 中核市 | 松山市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 | 放課後児童支援員研修の受講要件の緩和 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。 | 放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員とそれ以外の者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があるが、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者(保育士等の有資格者と実務経験者とは大別される)に限られているが、実務経験者に関する要件の中には、補助員経験者や子育て支援員に関する規定は明記されておらず、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求めざるを得ない。また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場職員の負担となっている。今後、放課後児童健全育成事業を充実させるに当たっては、一定の実務経験を有する放課後児童支援員をできるだけ多く確保する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員を段階的に育成していくことが効率的であり、子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 112 | 06_環境・衛生 | 中核市 | 松山市 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 廃掃法第2条第1項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第3項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第3項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」の範囲の明確化 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することによって、同項の「廃棄物」の範囲を明確化すること。 | 放射性物質のうち一定の量や濃度を超えるものについては、放射線障害防止法等の関係法令によってその取扱いが規制されているが、関係法令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確でない。廃掃法において、廃棄物とは「放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く」とされており、環境省の見解によれば、低レベルの放射性物質であっても除かれるとされている。一方、原子力規制庁に確認したところ、関係法令で規制されない低レベル放射性物質の取扱いについては管轄外とのことであった。したがって、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質を廃棄しようとしても、関係法令では規制されず、かといって廃棄物として処理することもできないことから、市民からの処理方法に関する問合せに適切な助言ができず、苦情が寄せられている。また、ごみとして排出された場合、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 113 | 01_土地利用(農地除く) | 指定都市 | 浜松市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2 | 都市計画の軽易の見直しの拡大 | 都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加 | 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |
| H28 | 114 | 03_医療・福祉 | 指定都市 | 千葉市 | 法務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活保護法第76条 生活保護法施行規則第22条 【参考】 厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の2 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-10 | 死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当 | 死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。 | 相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができ、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。このような中で、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対する債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるを得ない状況になっている。また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座になってしまう現状もある。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|---|---|--|--|--------------------------|
| | | | | URL | |
| <p>6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (vi) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。))の実施等については、以下のとおりとする。 ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p> | <p><平30> 6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p> | <p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28hsuchi.htm#h28_111</p> | <p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p> |
| <p>6【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平23法110)附則6条に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年夏までに周知する。</p> | | | | | |
| — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — |